

建築基準法第 4 3 条第 2 項第二号に係る許可の申請について

令和 6 年 9 月

第 1．計画概要

1. 申請地 川口市朝日 3 丁目地内

2. 申請者 株式会社ホーク・ワン

3. 申請建物概要	1 号棟	2 号棟	3 号棟
計画用途	専用住宅	専用住宅	専用住宅
従前用途	更地	更地	更地
構造	木 造	木 造	木 造
規模	地上 2 階建て	地上 2 階建て	地上 2 階建て
高さ	8. 6 9 2 m	8. 6 1 2 m	8. 5 3 2 m
建築面積	6 0. 8 6 m ²	6 1. 2 7 m ²	5 8. 5 8 m ²
延べ面積	1 0 3. 9 2 m ²	1 0 3. 5 0 m ²	1 0 3. 9 8 m ²
敷地面積	1 4 1. 4 5 m ²	1 3 6. 1 3 m ²	1 5 0. 4 3 m ²

4. 道の状況

幅 員 : 4. 0 m

(私道)

原則として 1. 8 メートル以上の通路で、関係権利者間で協定が締結され、当該通路の拡幅整備及び維持管理が担保されている道。

5. 用途地域 第二種住居地域

6. 形態規制	1 号棟	2 号棟	3 号棟
建蔽率	4 3. 0 3 %／ 6 0 %	4 5. 0 1 %／ 6 0 %	3 8. 9 5 %／ 6 0 %
容積率	7 3. 4 7 %／ 1 6 0 %	7 6. 0 4 %／ 1 6 0 %	6 9. 1 3 %／ 1 6 0 %
道路斜線	1. 2 5 勾配		
隣地斜線	2 0 m＋ 1. 2 5 勾配		
北側斜線	規制なし		
日影規制	(1) 4 h ・ 2. 5 h (平均地盤面からの高さ 4 m)		
防火指定	指定なし (法第 2 2 条区域)		

第 2．根拠法令等

- ☐ 規則第 10 条の 3 の第 4 項第一号関係
- ☐ 規則第 10 条の 3 の第 4 項第二号関係 (公共用の 4 m 以上の通路等に 2 m 以上接する敷地)

☐ 河川等の管理用の道

☐ 水路敷きを道路状に整備した道

☐ 国又は地方公共団体が所有している土地で道路状に整備されている道

☐ 法第 4 2 条第 1 項第四号に掲げる事業計画の区域内の道
- ☒ 規則第 10 条の 3 の第 4 項第三号関係

☐ 狭あい公道基準を適用する公道に 2 m 以上接する敷地

☒ 拡幅整備、維持管理の担保がある協定道路に 2 m 以上接する敷地

☐ 現況幅員が 4 m 以上で、維持管理に担保がある道に 2 m 以上接する敷地

☐ 市が拡幅整備等の指導方針を明確にした道路状に整備した水路に 2 m 以上接する敷地

☐ 市が拡幅整備等の指導方針を明確にした道に 2 m 以上接する敷地

☐ 道路に 1. 5 m 以上接する敷地

☐ その他これらに類する道

第 3．特定行政庁の判断

【交通上の判断】

当該道は、生活上支障がないように整備された状況で、交通上、安全上支障がないものと判断できる。

【安全上の判断】

上記内容に同じ。

【防火上の判断】

外壁が防火構造、軒裏が不燃材料のため支障がない。

【衛生上の判断】

排水については、当該道路を経由し、公共下水への接続がされていることから支障がない。

【建築物の条件】

最高の高さ 1 0 m 以下

外壁：防火構造以上 軒裏：不燃材料

工事監理者を定める

第 4．結 果

上記により、許可相当と判断する。

建築基準法第 4 3 条第 2 項第二号に係る許可の申請について

令和 6 年 9 月

第 1．計画概要

1. 申請地 川口市元郷 2 丁目地内

2. 申請者 株式会社 リーブ

3. 申請建物概要	1 号棟	2 号棟
計画用途	専用住宅	専用住宅
従前用途	専用住宅	専用住宅
構造	木 造	木 造
規模	地上 3 階建て	地上 3 階建て
高さ	9. 5 4 9 m	9. 5 8 4 m
建築面積	3 8. 5 0 m ²	4 2. 1 3 m ²
延べ面積	1 1 3. 8 4 m ²	1 0 9. 8 0 m ²
敷地面積	8 7. 6 7 m ²	8 7. 6 6 m ²

4. 道の状況
幅 員 : 3. 2 ～ 4. 0 m
(道路)

当該道は、「施行日において建築物が立ち並び、市が拡幅整備等の指導方針を明確にした原則として幅員が 1. 8 メートル以上の道」として扱っている道路である。

5. 用途地域 準工業地域

6. 形態規制	1 号棟	2 号棟
建蔽率	4 3. 9 2 %／ 6 0 %	4 8. 0 7 %／ 6 0 %
容積率	1 1 8. 5 3 %／ 2 0 0 %	1 2 5. 2 6 %／ 2 0 0 %
道路斜線	1. 5 勾配	
隣地斜線	3 1 m＋ 2. 5 勾配	
北側斜線	規制なし	
日影規制	(2) 5 h ・ 3 h (平均地盤面からの高さ 4 m)	
防火指定	指定なし (法第 2 2 条区域)	

第 2．根拠法令等

- ☐ 規則第 10 条の 3 の第 4 項第一号関係
- ☐ 規則第 10 条の 3 の第 4 項第二号関係 (公共用の 4 m 以上の通路等に 2 m 以上接する敷地)

☐ 河川等の管理用の道

☐ 水路敷きを道路状に整備した道

☐ 国又は地方公共団体が所有している土地で道路状に整備されている道

☐ 法第 4 2 条第 1 項第四号に掲げる事業計画の区域内の道
- ☒ 規則第 10 条の 3 の第 4 項第三号関係

☐ 狭あい公道基準を適用する公道に 2 m 以上接する敷地

☐ 拡幅整備、維持管理の担保がある協定道路に 2 m 以上接する敷地

☐ 現況幅員が 4 m 以上で、維持管理に担保がある道に 2 m 以上接する敷地

☐ 市が拡幅整備等の指導方針を明確にした道路状に整備した水路に 2 m 以上接する敷地

☒ 市が拡幅整備等の指導方針を明確にした道に 2 m 以上接する敷地

☐ 道路に 1. 5 m 以上接する敷地

☐ その他これらに類する道

第 3．特定行政庁の判断

【交通上の判断】
当該道は、生活上支障がないように整備された状況で、交通上、安全上支障がないものと判断できる。

【安全上の判断】
上記内容に同じ。

【防火上の判断】
外壁が防火構造、軒裏が不燃材料のため支障がない。

【衛生上の判断】
排水については、公共下水への接続がされていることから支障がない。

【建築物の条件】
最高の高さ 1 0 m 以下
外壁：防火構造以上 軒裏：不燃材料
工事監理者を定める

第 4．結 果

上記により、許可相当と判断する。

包括同意基準による許可処分の一覧表

建築基準法第43条第2項第二号に係る許可 [対象期間 令和6年8月28日～令和6年9月24日]

1. 建築基準法施行規則第10条の3第4項第二号
- (ア) 河川等管理用の道
- (イ) 水路敷きの道
- (ウ) 国等所有の土地の道
- (エ) 法第42条第1項第四号の区域内の道

2. 建築基準法施行規則第10条の3第4項第三号
- (ア) 狭あい公道
- (イ) 協定道路

No	申 請 地	申 請 者	建 物 概 要	現況幅員	許可受付日	消防長同意	許可日付	備 考
1	芝5丁目地内	吉岡環境開発株式会社	木造3階建 専用住宅 延べ面積 131.65㎡	3.3m ～4.0m	R6.8.21 第27号	R6.8.26 第265号	R6.9.2 第140号	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める

- (ウ) 私道4m